

産前産後の国民健康保険税が軽減されます！

令和6年1月1日から、産前・産後の国民健康保険被保険者の国民健康保険税のうち、所得割額と均等割額の一部が免除になります。

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の軽減期間

- 単胎妊娠の場合：出産予定日（又は出産日）が属する月の前月から**4か月間**
- 多胎妊娠の場合：出産予定日（又は出産日）が属する月の3か月前から**6か月間**



※ 産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

- 令和5年度においては、**産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。**

↓改正法施行日：令和6年1月1日

出産予定日 (又は出産日)	令和5年		令和6年				免除 期間
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
R5年11月〇日	出産×	×	●	×	×	×	1か月
R5年12月〇日	×	出産×	●	●	×	×	2か月
R6年1月〇日	×	×	出産●	●	●	×	3か月
R6年2月〇日	×	×	●	出産●	●	●	4か月

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書（ホームページ及び窓口を設置）
- ② 母子健康手帳などの出産予定日又は出産日が確認できる書類（表紙と該当ページのコピー）

※ 保険税の軽減を受けるためには、原則として世帯主が届け出る必要があります。また、軽減決定後の保険税更正通知は世帯主あてに送付します。

届出先

石垣市役所 市民保健部 健康保険課 保険税係（☎87-9045）

